

- (15) 従来聯合國が投資シ居
リノ事業
 - (a) 電気機械器具製造業
 - (b) 自動車製造業
 - (c) 照明用機械器具製造業
- (16) 蓄音機製造業
- (17) 聯合國ノ貸付金ノ担
保タル事業
 - 電 氣 業
- (17) 聯合國が東亞ニ於ケ
ル商権擴張上必要ト
スル事業
 - (a) ソノイカニ 業
 - (b) 煙草製造業
 - (c) 映画製造業

(2) 國
 (1) 在 外 所 得
 (a) 存 續 認 認 メ ラ レ タ ル 在 外 資 産 ニ 由 来 ス ル モ ノ
 (b) 残 留 認 認 メ ラ レ タ ル 在 外 邦 人 ノ 勤 勞 ニ 由 来 ス ル モ ノ
 (c) 三 在 外 邦 人 ノ 勤 勞 ニ 由 来 ス ル モ ノ
 (12) 文 化 財
 (11) 文 化 施 設
 (10) 在 庫 品
 (9) 特 許 權
 (8) 船 舶 車 輛 航 空 機
 (7) 倉 庫 業
 (6) 娛 樂 興 行 業

- (四) 本邦内ニ於ケル商販所得
- (I) 飲食料品
- (a) 米 麥 類
 - (b) 魚 介 類
 - (c) 牛乳 鶏卵 肉 類
 - (d) 豆 及 蔬 菜 類
 - (e) 乾物 (産物ヲ除ク)
 - (f) 豆腐 煮物 漬物 類
 - (g) 調味料 (糖 鹽 等 除ク)
 - (h) 麥 酒
 - (i) 貝 他 酒 類
 - (j) 精 糖
 - (k) 茶
 - (l) 水 産 物

穀	糖	油	肉	魚	其他	計
國民生活 維持ノ爲 ニ要ナル モノ	産業復興 及維持ニ 要ナル モノ	設備資材 輸入資金 及元利拂 還金獲得 ニ要ナル モノ	政治行政 ニ要ナル モノ	賠償トシテ 支払ニ得 ルモノ	賠償トシテ 要スルモノ	聯合會ニ 請求スル モノ

- (m) 煙 草
- (n) 菓子及尿 物
- (o) 罐頭食料品
- (p) 飲料(茶ヲ除ク)
- II 衣料及身邊裝飾品
- (a) 生 絲
- (b) 絹 織 物
- (c) 人絹織 物
- (d) スフ織 物
- (e) 毛 織 物
- (f) メリヤス製 品
- (g) 帽子 帽 物
- (h) 其 他
- III 住居並ニ器具打器
- (i) 水 材

(1) 建築用資材

(2) 水道用資材

(3) 家具及什器

(4) 光熱用品

(a) 薪炭

(b) 瓦斯及同施設

(c) 石炭

(d) 電力及同施設

(1) 保健衛生用品

(a) 藥品

(b) 其他

(1) 交通用品

(a) 通信用資材

(b) 輸送用資材

(1) 文具用品

(四) 修養娛樂用品

(a) 書籍新聞紙

(b) うす

(c) 映画演劇

(d) 運動用具等

(e) 玩具

(f) 其他

(五) 復興建設資金材

(a) 自動車

(b) 自転車

(c) 船舶

(d) 機械装置

(e) 構築用資材

(f) その他

(以)金	(以)用	(以)入	(以)其	(以)工	(以)木
	後	庫		業	
	勤			藥	
銀	勞	品	他	品	材

(説明)

人本土内ニ於ケル国民所製ノ品同ハ統計調査ニ於ケル品同又貿易

表ニ於ケル輸出品同ヲ参照シテ検討スル母アルベシ。

(2) 在聯合國財産ハ概テ賠償トシテ收奪セラルルコトヲ當悟スルに由ル
アルベシ。

(註)

「降伏後ノ日本ニ關スル米國ノ最初ノ政策」ニ於テ亦在外ニ在

ル在外資産ヲ賠償ニ充當スルハキ旨規定ス。

(3)

在外ノ固有財産カ賠償物件トシテ利用シ得ズルハ否ニ關シ賠償物件
ヲ疑問アリ。

(1) ソ聯占領地ニ於テハ戦利トシテ收奪セラルルハ可能性アリ。

(2) 支那占領地ニ於テハ被收奪資産ノ回復トシテ取扱ハルル可能性
性アリ。

(3) 朝鮮ニ於テハ朝鮮民族ノ固有財産トシテ取扱ハルル可能性アリ。

(4) 固有財産以外ノモノニテモ支那ニ於テハ被收奪資産ノ回復

ヲ理トスル要求ヲ提示セラルル可能性アルベシ。

(5) 實物賠償ニ關聯スル要求國ノ利害ハ必ズシモ一致セザルヤキモ

差當リノ復興資材ノ獲得ヲ第一義トスルモノナルベシ。

(6) 米國ハ復興資材ヲ必要トセズ、投資市場及商品市場ノ開拓ヲ期

待ス。從テ支那ニ對スル現物賠償ハ米國ノ支那市場進出政策ト

競合スル可能性アリ。

(7) 此ノ場合米國ハ支那市場ヲ直接支配セントスルヤ若ハ日本ヲ

足場トシテ間接ニ支配セントスルヤ産業施設撤去若ハ對日投

資ト關聯シテ検討ヲ要スル問題ナリ。

(8) 現在迄ニ於ケル米國ノ對支進出準備措置及對日論調ニ徴スル

ニ日本ヲ通ジテノ間接支配ノ如キヲ考慮シ居ラズ、日本ニ對

シテモ独逸ニ對スルト同様自力自活的經濟ノ埒内ニ開ゲ込メ

ントスルモノノ如ク推測セラレ。

(9) 戰後ノ本邦平時經濟ニ不悞要ナル産業施設ノ範圍ノ決定ニ當リ

テハ施設其ノモノノ疲勞並ニ空爆等ニ因ル被害ニ因リ殆んど全

テノ産業施設ニ於テ最低限度以下トナリ、此ノ點ニ注意ヲ喚起ス

△六

ルノ要アリ、

伊總噸數百噸未満ノ船舶、右岸通航權、鐵道車輛、自動車、青函
運輸船等ハ國民經濟ノ最ニ限維持ノ爲ニ專ナルモノトシテ主張
スル要アリ。

(三)「降伏後ノ日本ニ關スル米國ノ最初ノ政策」ハ左ノ如ク規
定ス。

- (一) 軍工業ノ規模及性格ヲ將來ノ平和的所需ニ限定スルコト
- (二) 商工業ノ非武裝化ノ目的達成ニ必要ナル限度ニ制限スルコト
- (三) 廢分ノヤキ現有生産施設ヲ他ノ目的ハ轉換スヤキヤ務外
輸送ガヤキヤ若ハ廢棄處分スヤキハ處テ之ヲ決定スルコト
- (四) 右決定以前ニ於テハ直ニ民需生産ニ轉換シ得ヤキ施設ハ
之ヲ破壞セザルコト (但シ緊急ノ場合ヲ除ク)。

(註) 独逸工業處理ニ關シテ独逸管理理事會米軍政府工業問題組
當次長イ・アイ・ボグランドハ左ノ如ク言明セリ。
化學及同關係工業

(a) 獨逸國民ノ最低限ノ需要ヲ満足ス為ノ生産力ノミヲ許ス。
(b) 人造石油工場ハ全テ停收ス。

(四) 製鋼業

(a) 鋼鉄生産ハ戰前ノ二分ノ一ニ縮少セシム。

(b) 製鉄用コークス生産モ右ニ志ジテ減少セシム。

(c) 非製鉄用コークス生産ハ國內消費用ノ限度ニ止ム。

(ハ) 鋼鉄品工業

(a) 縮少セラレタル鋼鉄生産ニ志ジテ減少ス。

(b) 余剩設備ハ賠償トシテ撤去ス。

(二) 非鉄金屬工業、電氣機械器具工業、運輸用具工業、鉱山業、
業、^ハ専最低限ヲ除キ賠償トシテ撤去ス。

(ホ) 左ニ掲ケルモノノ生産施設ハ全ク撤去ス。

機關車、二十噸以上ノ重量ヲ持ツ高圧汽機並ニ動力機、
重トラクタ、運輸用自動車、高圧及高圧力汽機、
重トラクタ、運輸用自動車、高圧及高圧力汽機、
重トラクタ、運輸用自動車、高圧及高圧力汽機、

(註3) ケエネラハモリヤ、
重トラクタ、運輸用自動車、高圧及高圧力汽機、
重トラクタ、運輸用自動車、高圧及高圧力汽機、

ンハ同社が佛蘭西、白耳義、和蘭ハ独逸ニ於テ小規模ナ
カラ工場再開ヲ為スベキ旨發表セリ。

9. 國民所得ヨリノ賠償能力算定ニ當リテハ一人當國民所得ノ世界
水準ニ對スル位置、本邦輸出貿易ノ品種別構成ト金額並ニ本邦
國民經濟ノ貿易依存度特ニ大ナル事實及於戰時ニ於ケル本邦生
産力及輸送力ノ低下ヲ充分ニ考慮ノ上合理的ニ判定スルノ要アリ。
10. 國民生活維持ノ為必要ナル生産物ハ概テ左ノ如キモノヲ含ムモ
トス。

- (1) 民生安定ニ必要ナル食料品
- (2) 民生安定ニ必要ナル其ノ他ノ必需品
- (3) 生産能率ヲ維持向上スルニ必要ナル嗜好品並ニ慰安娛樂用品
及便宜品
- (4) 文化ノ維持向上ニ必要ナル物品

己) 賠償支拂ニ關聯スル問題

(1) 支拂順位ニ關スル問題

1) 賠償ト既存對外債務元利拂トノ支拂順位

2) 賠償ト新ニ生ズベキ其ノ他ノ對外債務ノ支拂順位

(2) 破産ノ場合ニ於ケル支拂順位ハ債権者間ニ於テ決定スベキ問題ナリ。

(3) 本邦ノ對外債務支拂不能ガ賠償負担ノ結果トシテ生ジタルモノトセリ。本邦ハ先ツ賠償給付ヲ停止シテ其ノ延期若ハ種類ニ付

交渉スル外ナカルベシ。蓋シ元利拂ハ私法上ノ債務ナルモ賠償

ハ國家家間ノ政治的債務ナルヲ以テ前者ヲ優先セシムルヲ妥當トスベシ。

(4) 且シ實物賠償ハ實物名義ニ依リ履行セラレ對外債務元利拂ハ債權名義ニ依リ履行セラルルヲ以テ事實上賠償給付ガ履行セラレ

債務元利拂カ停止セラルルコトトナル可能性アリ。

(5) 從テ經濟情勢ノ變動ニ依リ對外債務元利拂不可能ナル場合ニ於

加

ケル賠償給付ノ取扱ニ関シ激メ規先シ置クハ便宜ナルベシ
恒シ此ノコトハ賠償義務確定ノ當時ニ於テ既ニ賠償給付不能ヲ
激想スルコトトナリ思想上ノ矛盾トナル

(註) ヲエルサレム平和條約中ニハ賠償金等ノ優先順位ニ關スル

規定ヲ有スルモ

其ノ一ハ独逸政府ニ屬スル資産及收入ニ行スル優先順位

ニシテ

其ノ二ハ独逸政府が既ニ為シタル支拂額中ヨリ白銀軍費

等ニ配當スル爲ノ優先順位ナリ。

(2) 賠償物件ニ關聯スル外國投資ノ處理

(a) 賠償トシテ引渡サルル施設ニ對スル外國投資ノ處理

(b) 賠償トシテ引渡サルル施設ヲ擔保トスル外國債ノ處理

(c) 國內法上ハ敵産管理法及外債債處理法ニ依リ處理済ナリ。

(d) 但シ聯合國側カ右國內法上ノ處理ニ付承認スルヤ否ヤニ關シテハ

疑問ナリ。

(C) 若シ不承知ナラバ當該施設ニ関スル權利ノ原狀回復ノ問題ヲ生ズベシ。

(D) 權利ノ原狀回復ヲ爲シタル場合ニ於テ當該施設ガ賠償ノ目的ト爲リタルトキノ處理ハ一般國內法上ノ問題ナリ。

(E) 但シ、權利ノ原狀回復ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該施設ヲ賠償ノ目的ヨリ除外セシメントスル要求アリ得ベシ。

(F) 本邦ノ立場ヨリスレバ可及的ニ賠償目的ヨリ除外シ外資ノ導入ヲ阻ムヲ以テ有利トスベキヲ以テ生産施設ニ關スル權利ノ原狀回復ニ付何等カノ法的措置ヲ講ズルヲ可トスベシ。(場合ニ依リテハ賠償手續ト同様ノ手續ニ依リ政府買上後外國權利者ニ賣戻スコトモ考ヘラレシ)。

(G) 但シ我方ニ於テ右ノ如キ原狀回復ヲ完全ニ爲シ得ルヤ否ヤ事實上ノ疑問アリ。

(H) 此ノ場合ニ在リテハ一般的ニ賠償原因ノ一トシテ取扱フコトトナルヤシ。

(註) 勃牙利政府ハ接收セル外國資本 (十一億四千百萬レウア)

ノ補償措置ヲ決定シタル旨報セラル (チエーリツヒ九月一日)。

(註) 全米外國貿易評議會ハ聯合國國民が受益難者タル財産権ヲ賠償トシテ使用スルコトニ反對ヲ表明シアリ。

(3) 賠償支拂ニ伴フ對内財政金融上ノ措置

(1) 國家補償

(a) 評價方法

概ネ時價ニ依ルヲ原則トスベシ。

(b) 支拂方法

不融通性交付公債又ハ同様ノ效果アル延拂若ハ分割拂ニ依ルモノトス。但シ國民所得ヨリノ賠償ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ。

(2) 現物管理

引渡完了迄交易管理團ヲシテ管理セシムルモノトス。

(ハ) 伴得ナル法制手續

(a) 國民財産ノ賠償用買上ニ關シテハ收用ニ類スル法的規定ヲ必要トスベシ。

(b) 國民所得ヨリノ賠償用買上ニ關シテハ場合ニ依リテハ販賣、專賣ニ準ズル法的規定ヲ必要トスベシ。

(二) 賠償物資買上資金

(a) 國民所得ヨリノ買上ニ必要ナル資金ハ租稅收入ヲ財源トスルヲ要ス。

(b) 國民財産ヨリノ買上代價ハ後年度ノ租稅收入ヲ以テ分割拵スルヲ可トスベシ。

(二) 國際法上ヨリ觀クル賠償問題

(A) 總說

(1) 賠償ノ法的性質

國際法上ハ損害ノ填補ヲヤリ懲罰ニ非ス。

(2) 賠償要求ノ基礎タル損害ノ範圍

十九世紀迄ノ戦争ニ於テハ国家ノ損害（即戦費又ハ軍費）が

根本ニシテ、国民ノ損害ハ從トシテ考ヘラレ賠償金額ハ事實

上少額ニシテ其ノ二分ノ一又ハ三分ノ一ナリ。

十九世紀末ヨリ二十世紀初ニ於テハ賠償ヲ要求セザリシ事例多シ。例ヘバ日露戦争ニ於テハ捕虜維持費用ノミ賠償セシメ

リ。

ハ第一次大戦ヨリ、国家ノ損害ヨリモ国民ノ損害ニ重点ヲ置ケ

リ。

二 今次大戦ニ於テハ右傾向ヨリ觀テ国民ノ損害ヲ主トスルモノト推定セラル。

(3) 賠償ノ對象

(イ) 原則トシテ国家ノ財産ニ限リ、国民ノ財産ハ對象トナラス。

(ロ) 十九世紀迄ノ事實モ亦然リ。

ハ第一次大戦ニ於テ、国民ノ損害ヲ賠償スル以上戦敗国民ノ財産ヲ賠償ノ對象ト爲スモ不当ナラズトノ意見联合国側ニ存セ

り。

(二) 今次大戦ニ於テハ、第一次大戦ニ於ケル如ク外國及割讓地所
在ノ国民財産ニ限ラズ一歩進ミテ国内所存ノ国民財産モ亦賠
償ノ對象トナシ来ル公算數カラズ。(平和的經濟維持ニ不要ナ
ル産業施設ノ一切ヲ含ム)。

(F) 賠償ニ關聯スル諸問題

(1) 米國ノ對日關係ノ法的性質

(1) ホツカム宣言ト其ノ受諾ハ法理論上ヨリ見レバ合意乃至契約
的關係ノ成立ヲ意味シ其ノ賠償ハ法的拘束力ヲ伴フモノト見
ル。

(2) 賠償請求書ノ調印前在ニ因ジ。

(3) 兩國ノ見解ハ此手ヲ以テ何等對等者間ノ契約的關係 (合意)
ヲ意味スルモノニ非ズ。無條件降伏者ニ對スル飽飽一方約ナ
ル宣言ト爲スモノノ如シ。

(4) 但シ賠償ノ遵守ハ政策ノ公表ニ伴フ國際的信義ノ問題ニ歸ス

ヤシ。

ハ斯ル米國ノ態度ハ左ノ事情ニ起因スルモノト解セラレ。

(a) 日本ノ民主主義化ニ對スル疑念

(b) 捕虜虐待ニ對スル惡感情濃化

(c) 終戦ヲ急ゲル爲ニ比較的緩キ條件ヲ示シ来レルガ今ヤ其レ

ノ嚴化セントシツツアルコト

(d) 国内及聯合諸國ノ輿論硬化ニ應ヘントスルコト

(2) 賠償ト戦利品トノ關係

(a) 戦争繼續中ニ於テハ占领地域内ノ相手國ノ財産(私人ノ財産

ヲ除ク)ハ戦利品トシテ没收セラル。

(b) 現在ハ戦争ト平和トノ中間期間ニシテ講和條件調印ヲ以テ戦

争ハ終了スバシ。

(c) 現在ノ占领ハ戦時占领ナルカ保障占领ナルカ曖昧ナルモ事實

上ノ戦争終了後ナルヲ以テ保障占领ト解スバシ。

(d) 保障占领下ニボテハ占领地域所在ノ財産ヲ戦利品トシテ没收

スルハ不法ナルヤシ。

(註) 現在蘇聯が満洲等より施設物償等ヲ持去リ居ルハ適法ニ
非ズ他日之が返還ノ請求ヲナシ得ル性質ノモノナルヤシ。

(ホ) 戦利品ハ固ヨリ没収ニシテ賠償額中ニ算入セラレズ。

(3) 賠償要求ノ判定

(イ) 賠償セラルベキ損害額ヲ算定スルハ実益少カルヤシ。

(ロ) 結局取レルモノダケ悉皆取り去ルコトトナルヤシ。

(4) 賠償ト債権債務

賠償ノ對象トナル企業財産等ニ就テハ清算後賠償ニ充當セラ
ルベキヲ以テ事後ノ債務補償問題^生セザルヤシ。

① 第一次大戦後ノ獨逸賠償金問題

(A) 賠償問題ノ發生

(1) 休戰條約ノ成立

(イ) 一九一八年一月八日米國大統領ウイルソンハ議會ニ於テ所謂十四箇條ノ原則ヲ聲明セリ。

(ロ) 同年十一月三日キールニ於ケル水兵ノ暴動ヲ導火線トシテ獨逸國內ノ革命氣運ハ全土ニ波及セリ。

(ハ) 同月九日カイザーハ和蘭ニ逃レ、同日首相マツクス公ハ政權ヲ社會民主黨首領エーバルトニ譲リ、茲ニ國民ヲ中心トセル臨時政府成立セリ。

(ニ) 一九一八年十一月十一日休戰條約締結成立ス。

(A) 休戰期間ハ三十六トス。但シ之ヲ延長スルコトヲ得。

(B) 休戰條件ガ實施セラレザル場合ハ四十八時間ノ豫告ヲ以テ締約國ノ一方ハ自由ニ之ヲ放棄シ得。

(丙) 十二月國民委員ノ名ニ於テ第一回ノ宣言書發表セラル。

(丁) 獨逸ハ右休戰條約ノ成立後一九一九年六月二十八日ノ

(2)

ニルサイユ平和條約成立ニ至ル八箇月間、聯合軍ノ武力ノ脅威ト國內ノ革命的混亂ニ騰マサレタリ。

第一次世界大戰ノ損害（ボガルト氏ノ推計ニ依ル）

(イ) 人命 判明セル戰死者約一千萬人、假 戰死者約三百萬人、計一千三百萬人、重輕傷者二千三十萬人。

(ロ) 經濟的損失、戰費總計一千八百六十二億三千四百萬弗

(ハ) 間接的損失、約八百四十五億一千萬弗

(ニ) 戰場ニ於ケル土地建物其ノ他一般財産ノ損害約二百九十億六千萬弗

(ホ) 船舶及積荷ノ損害六十八億弗

(ヘ) 人命及財産ノ損失ヨリ發生セル生産力ノ損失約四百五十億弗

十億弗

(ニ) 宗敎團體、赤十字其ノ他ガ戰時救授ニ支出セル金額約十億弗

十億弗

(ロ) 中立諸國ガ中立維持ノ爲ニ支出セル金額約十七億五千萬弗

萬弗

(三) 戰爭損害ノ貨幣的評價ハ約三千三百七十八億四千四百萬弗

(3)

(1) 賠償問題ノ發生

一九一八年一月八日ウイルソンガ聲明セル所謂十四箇條ノ原則ハ獨逸軍ノ占領地域撤退ト回復トヲ中心トシ直接賠償問題ニ言及セザルモ其ノ根本精神ハ無賠償ニ存セルコトハ明ラカナリ。

(2) 然ル所獨逸ノ戰爭繼續ノ困難ヲ急激ニ告ガ遂ニ國內ニ革命ノ勃發ヲ見ルニ至リ其ノ敗戦明白トナルヤ聯合國ニ獨逸ノ賠償ヲ求ムル聲次第ニ有カトナレリ。

(3) 依テ休戦交渉ニ關シウイルソンハ獨逸ノ質問ニ對シランシングヲシテ「獨逸ニ依ル占領地ノ復兵ト回復」トハ「獨逸ガ陸上、海上、空中ノ侵略ニ依テ同盟國ノ普通市民及財産ニ加ヘタル一切ノ損害」ヲ賠償スルコトヲ意味スル旨ヲ聲明セシメタリ。

(4) 十五箇國ノ戰死者平均一人當リ三千百弗トシテ約三百

三十五億五千萬弗

(5) 戰爭ヲ直接及間接ノ原因トセル市民ノ人命損失約六百

七十一億弗

(4) 平和條約ノ成立（一九一九年六月二十八日ヴェルサイユニ於

テ調印

(1) 第八編賠償及第九編財政條項ニ於テ諸種ノ規定ヲ設ケ。

(a) 原則的規定トシテ賠償ノ責任、賠償ノ程度、賠償委員會
白耳義ヘノ特別賠償、賠償金額等ヲ舉ゲ。

(b) 實物賠償トシテ船舶、家畜及材料、石炭及石炭製品、化
學製品等ヲ舉ゲ。

(c) 右ノ外海底電信線ニ關スル事項、特別規定ニ依ル還付、
駐屯費負擔、財政條項等アリ。

(d) 直接及間接ノ負擔、領土ノ讓渡其ノ他、國外ニ在ケル權利
及利益ノ喪失、其ノ他ノ間接的負擔（陸軍、海軍及航空條

項、經濟條項、航空、港、水路及鐵道）及保障ノ規定アリ。
(7) ヴェルサイユニ平和會議ニ於テ聯合國ハ賠償金總額ヲ一九二

一年五月一日迄ニ決定スルコトトシ、緊急ノ必要トシテ差
當リ二百億金馬克ノ支拂ト前後三回ニ亘ル千億金馬克ノ債

券發行及之ガ供託ヲ要求セリ。

ノル

(7) 獨逸ノ損害ハ八ルフニリツヒノ推定ニ依ル

(8) 領土ノ讓渡ニ依リ約一割二分ヲ減シ、條約ニ依ル人口ノ減少ノ約一割ナリ。

(9) 領土及植民地ノ讓渡ハ國有及私有財産ヲ包含シテ約二百五十億金馬克

(10) 同盟及聯合國ニ引渡スベキ物件價額ハ約百億金馬克

(11) 直接戰爭ニ因ル國富ノ減少約八百億金馬克

(12) 右三者合計千五百五十億金馬克
賠償問題ノ條約ニ對シテハ、賠償金十二百億金馬克

(13) 十日迄賠償委員會(伊。英。伊。白)ニ於テハ、賠償金ノ決定ス。

(14) プウロウニエウ會議(賠償年次金額提案)一九二〇年六月二十日左ノ如ク決定セラレタリ。

(15) 一九二一年五月一日ヨリ四十二年間確定年次金三千億金馬克
(16) 一九二六年五月一日ヨリ三十七年間追加年次金二千六百

九十億令馬克

(a) 一九二一年五月一日ヨリ同二六年四月三十日迄 (五年

間) 毎年三十億令馬克

(b) 一九二六年五月一日ヨリ同三一年四月三十日迄 (三二

年間) 毎年六十億令馬克

(c) 賠償年次金額決定) 一九二〇年七月五日一六日

入バ會議ニユウ會議定書調印サレ

四アウロウニユウ會議定書調印サレ

獨逸ハ八月一日以降六箇月間毎月二百萬噸宛石炭ヲ給付

ス

一スバ比率 上領賠償費ヲ除ク令賠償金 德國西五二

%、英國二二%、伊太利一〇%、白耳義八%、日本及荷

葡萄牙各四分ノ三%、希臘、羅馬尼、ユーゴースラヴィア

チエツコスロヴァキヤ及本會議ニ出席セザル他ノ諸國

合計六。五%右比率ハ爾後賠償金ノ分配率ノ協定基礎ト

ナレリ。

14

(4) プラツセル會議

(世界金融恐慌對策ト賠償年次金額改訂) 國際聯盟ハ一九二〇年九月二十四日ヨリ十月八日迄大戰後ノ世界的金融恐慌對策研究ノ爲國際金融會議ヲ開催セリ。其ノ賠償問題ニ關スル覺書要旨左ノ如シ。

(イ) 獨逸ハ向後五箇年間毎年三十億金馬克ヲ支拂フベシ。此ノ期間内ニ可能的速ニ賠償金總額ヲ決定スベシ (佛國代表セイドウ案)

(ロ) 占領費負擔ヲ毎年二億四千萬金馬克ニ輕減ス。

(ハ) 獨逸船舶ノ現在比上ノ引渡ヲ拒否スベシ。

(ニ) 賠償金總額ヲ二千二百六十億金馬克トシ之ヲ四十二年間ニ左

記方法ニ依リ一九二一年五月一日ヨリ年賦ヲ以テ支拂フベシ。

(a)	二年間	(一九二一—一九二二)	每年二十億金馬克
(b)	三年	(一九二二—一九二四)	每年二十億金馬克
(c)	三年	(一九二五—一九二七)	每年二十億金馬克
(d)	三年	(一九二八—一九三〇)	每年二十億金馬克
(e)	三年	(一九三一—一九三三)	每年二十億金馬克
(f)	三年	(一九三四—一九三六)	每年二十億金馬克
(g)	三年	(一九三七—一九三九)	每年二十億金馬克
(h)	三年	(一九四〇—一九四二)	每年二十億金馬克

(○) 三十年（一九三二—三三年）毎年六十億金馬克

(□) 右ノ附加額トシテ、後四十二年間ニ毎年獨逸ノ輸出總額ノ十

二%ヲ支拂フ。但シ此ノ支拂ニ對シテハ一九二三年迄ハ八%

一九二五年迄ハ六%。以後ハ五%ノ比率ヲ以テ減額スルコト

ヲ得。

(△) 獨逸國家、各州其ノ他ノ公共團體ハ賠償委員會ノ承認ノ下ニ

ノ對外信用業務ヲ行フコトヲ得。

獨逸ノ海關關稅及租子ノ輸出入稅ハ支拂ノ保障ナルベシ。獨

逸政府ハ賠償委員會ノ承認ヲ經テ關稅徵收官ヲ任命スルコト

ヲ要ス。

(○) 第一回倫敦會議（賠償金額受諾強要）第一回倫敦最後通牒）
一九二一年三月三日。七日迄ニ巴里決議ヲ受諾スルカ又ハ之ニ

代ルベキ満足ナル他ノ提案ヲ爲サザル限リ左ノ如キ制裁ヲ加フ

ベキコトヲ宣言セリ。

(1) ライン右岸ノデュイスブルグ。ルールホルト及デュツヒルド
ルフ三都市ノ占領

- (ロ) 獨逸ヨリ聯合國ガ購入セル商品ノ支拂金ノ一部ノ獲得
- (ハ) 占領地域ノ境界ニ於ケル獨逸國稅ノ總額ヲ賠償委員會ヘ支拂
 ハシメ占領地域ト獨逸領土トノ間ニ國稅差ヲ設置シテ輸入
 商品ニ課税シ。
- 右宣言ハ獨逸ノ容ルル所トナラズ。三月八日朝鮮獨逸軍ニ依リ
 前記三都市ヘ占領サレ、國稅差ヘ設置サルゾイノ獨逸國稅
 ハ徵發サレルニ至レリ。
- 第二回倫敦會議(賠償金總額改訂)ノ第二回ハ茲最後通牒
 (イ) 一九二一年四月二十七日賠償委員會ハ賠償總額ヲ千三百二十
 億、金馬克ト改定シ、ソノ占領ノ條件トシテ第二回倫敦會議後
 通牒トナレリ。
- (ロ) 佛蘭西ノ賠償金要求額ハ左ノ如ク逐次増額セラレタリ。
- (a) 佛蘭西ハ一九一九年一月デニボアハ最低六百五十億法ヲ要
 求セリ。
- (b) 同年二月十七日ルラシユールハ七百五十億法ト發表セリ。
- (c) 同年九月五日クロツツハ海上ノ損害其ノ他ノ財産損害ヲ含
 メテ千三百四十法ト言ヘリ。

- (a) 一九二〇年七月ヂユボアハ戦前價格ヲ標準トシテ六百二十億法トセリ。
- (e) 一九二一年一月ツウメハ千百十億法トセリ。
- (f) 同年四月佛蘭西政府ガ承認シテ賠償委員會ニ提出セル要求額ハ千二百七十億法ナリ。

項目	紙幣法 (單位百萬)		金貨馬克 (單位百萬)	
	產業ノ損害	三八八八二	一七六七三	
家屋ノ損害	三六八九二	一六七六八		
家具及造作	二五一一九	一、四一七		
土地ノ破壞	二、六七一	九八五〇		
國有財産	一、九三八	八九〇		
公共事業	一、五八三	一、七四		
合計	一二七、〇五	五七、七二		

(註) 當時ノ紙幣法ハ三。二五法一一金馬克ナリシニ佛蘭

西代表ハ一・五〇乃至一。七五法一一金馬克ヲ主張

セル爲米國代表ノ調停ニ依リニ。二〇紙幣法一一金

馬克トナレルヲナリ。

(一) 白耳義及英國ノ追加要求額左ノ如シ。

(a) 白耳義ハ三百四十二億五千四百萬法 (白耳義) ヲ要求

セリ。

英國の主として船舶ノ損害トシテ七億六千七百萬磅ヲ
要求セリ。

佛蘭西 九九〇億金馬克
ギリヤリス 九五億金馬克

英 國 五四〇
羅馬尼亞 一四〇

伊 太 利 二七〇
希臘 二〇

白 耳 義 一六五

本 一五
合 計 一三三五

註一) ケインズハ右要求ニ對シ左ノ理由ニ依リ反對也。

(2) 獨逸ニ對スル聯合國ノ要求ハ不可能ノ支拂ナリ。

(3) 歐洲ノ諸國ナルハ關係ニ顧ミ此等要求ノ展開
ハ各國ヲ破滅セシム。

(4) 佛蘭西及白耳義ニ於テ獨逸ノ加ヘタル損害ノ價
額ハ誇張シ居レリ。

(5) 要求金額中ニ恩給及手當ヲ包含セシムルコトハ
信義ヲ違反ナリ。

(6) 獨逸ニ對スル合法的要求ハ其ノ支拂能力ノ範圍
内タルベシ。

(註二) 此ノ理由ヨリケインズガ相當ナル見積トセル金額

左ノ如シ

(1) 總額千五百金馬克

(2) 之ヲ二分シテ第一恩給及手當七百四十億金馬克、第二財產及市民ノ損害三百億金馬克、第三白耳

義ノ戰時特別負擔六十億金馬克

(3) 從ツテ第一次ノ恩給及手當ヲ控除セル三百六十

億金馬克ヲ獨逸ノ支拂能力ニ相當ナル金額トス

右金額ハ八年後ノ一九二九年ヤング案ニ決定シレ

タル總額ノ現在價額三百五十八億金馬克ト略々一

致ス。

(二) 一九二一年五月十一日獨逸ノ承認セル「倫敦賠償支拂案」

ノ概要左ノ如シ。

(a) 賠償金總額ヲ千三百二十億金馬克ニ確定ス。但シ賠償

爲ニ既ニ支拂ヘタル金額ハ割讓地域ノ獨逸國有財產地

域ノ獨逸國有財產及其ノ他ノ引渡物ノ金額ハ之ヲ控除シ

聯合國ニ對スル獨逸ノ負債ハ之ヲ加算ス。

(b) 支拂ノ方法トシテハ之ヲ次ノ三種ノ債券ニ分ツ。

一一一

(A 債券) 百二十億金馬克ノ A 債券ヲ一九二一年七月一日迄ニ交付シ、之ニ對シテ五分ノ利子ト一分ノ減債基金トヲ支拂フ。

(B 債券) 三百八十億金馬克ノ B 債券ヲ一九二一年十一月一日迄ニ交付シ、五分ノ利子ト一分ノ減債基金トヲ支拂フ。

(C 債券) 八百二十億金馬克ノ C 債券ヲ B 債券ト同日迄ニ無利札ニテ賠償委員會ニ交付ス。

會ニ於テ獨逸ガ本案ニ從ツテ負擔スル支拂金額ガ本債券ノ利子及減債基金ノ支拂ニ十分ナリト認メ得ルニ至ツテ賠償

委員會之ニ登載ス。

(e) 獨逸ハ右全債券ヲ償還スルニ至ル迄

支拂及 (b) 一九二一年五月一日以降獨逸ノ輸出額ノ四分ノ一

ニ相當スル金額

又ハ双方同意ノ下ニ確定シタル物價。為替

率等ノ指數ニ應ジ同價ノ金額ノ支拂義務ヲ負フ。支拂

期ハ年四回トス。

但し獨逸ハ特別規定ニ於テ最初六ヶ月ニ對スル確定支拂
トシテ九二一年五月三十一日迄二十億金馬克ヲ金貨又ハ
外國手形三ヶ月後拂ノ獨逸大藏省證券ヲ以テ支拂フコト
ヲ要ス

(●) 保障委員會 本協定ノ實行ト獨逸國內ノ財政ヲ監督スル爲

ニ賠償委員會ハ保障委員會ガ小委員會ヲ設置シ左ノ如キ

支拂ノ擔保ニ依ツテ收入ヲ擧ゲルム。但シ獨逸財政ノ監督

ニ當ツテハ獨逸國內行政ニ干渉スルコトヲ得ズ

(I) 獨逸ノ總テノ海陸輸出入稅收入

(II) 獨逸國輸出額ノ四分一ノ稅收入

(III) 直接稅又ハ間稅收入若ハ保障委員會ト獨逸政府トノ合意

ニ依ル其ノ他ノ資金ヨリノ收入

(○) 聯合國ノ何レカガ戰爭荒廢地ノ復舊ノ爲又ハ産業ノ回復及
經濟生活ノ増進ヲ計ル爲ニ材料及勞働ヲ要求スル場合ニハ
獨逸ハ之ヲ提供スル義務ヲ負フ。(但シ右ノ材料及勞働ノ價
賃ハ双方ヨリ評價委員ヲ選出シテ之ヲ行ハシム。)

(B) 獨逸ノ支拂

1331

(a) 一九一八年十一月ヨリ一九二一年四月迄ノ支拂濟額左ノ如シ(單位千金馬克)。

現金	九九三三四	船舶	二七〇三三一
實物引渡	一、六八一、三五四	石炭	四三七一六〇
計	一、七八〇、六八八	染料	三六八二三
不動產及未タ現金	二、七五四、一〇四	其他	九三七〇四〇
財產			

合計 四五三四七九二

(b) 右金額、獨逸炭坑地ノ勞働者ノ生活救濟ヲ目的トシテ聯合國ヨリ貸與セル石炭前貸金三億六千萬金馬克及聯合軍ライオン地方占領費三十億八千萬金馬克ニ充當サレタリ。

(註一) 聯合軍占領費、一九二一年五月一日現在ニ於テ佛蘭西約七萬人十億金馬克、英軍約一萬八千人九億金馬克、米軍其他少數ニシテ米軍十億金馬克、白耳義軍一億七千五百萬金馬克、伊太利軍五百萬金馬克、合計三十億八千萬金馬克ト計算サレタリ。

(註二) 右ノ他ニ波蘭ニ引渡シタル國有財產若干アリ。

(a) 一九二一年五月三十一日迄ニ外國手形及大藏省證券等以テ十億金馬克ヲ支拂七、八月三十一日ライヒスバンク準備金中ヨリ十億金馬克ヲ支拂ヘリ。

(b) 右ノ如キ支拂ノ結果ハ馬克價值ノ下落トナリ、他方實物引渡ノ賠償モ豫期ノ效果ヲ收メ得ズ、遂ニ一九二一年十月

(c) 然ルニ一九二二年一月ノカンヌ最高會議、同四月ノゼノア國際會議及外債委員阻(國際銀行家會議)同八月ノ倫敦最高會議、一九二三年一月ノ巴里會議等ノ決裂ハ遂ニ

一月十一日ノルール占領トナリ、獨逸ハ所謂「消極的抵抗」ヲ爲セルモ其ノ效ナクテ却テ馬克ノ慘落ヲ招來シ十月レオンテンバンクノ設立トナレリ(外資局特別情報第六十四號參照)。

(d) 一九二一年五月一日以降一九二二年末迄ノ獨逸賠償金支拂額左ノ如シ(單位千金馬克)。

實現物	一八七八五
國有財產	三四九五〇
大藏省證券	二五三三九〇〇
合計	七九〇〇四二〇

(4) ドウス案

(1) 賠償委員長會ハ

九二二年十二月ドウスヲ委員長トスル第一委員
會及マツケナリ委員長トスル第二委員會ヲ設置シ賠償問題ヲ檢
討セシメタリ。右委員會ハ一九二四年一月ヨリ巴里及伯林ニ滯
在シテ同年四月議決ドウス案ヲ決定セリ。要旨左ノ如シ。

(1) 本案ハ獨逸國內ノ經濟的機能ヲ妨害スルコトナクシテ合理的

ナル賠償支拂ヲ爲サシメ以テ大戰後ノ歐洲經濟ヲ復興スルコ

トヲ目的トシテ最終的且包括的協定ニ至ル爲メ暫定案ニシテ

通貨ヲ安定從テ賠償支拂ヲ爲サシメル爲メライヒスパン

クヲ國及政府ヨリ獨立ノモノトセルコト

(2) 賠償支拂ノ財源ヲ通常財源ト保障財源トニ分チ前者ヲ總算

(租稅)、鐵道債券(運轉稅ヲ含ム)及工業債券ノ三者ニ分

チ、後者ヲ酒糟稅、煙草稅、砂糖稅及關稅ヲ以テ之ニ充當ス

ルコト

(3) 支拂金額及期間ニ關シテ五箇年ノ計畫ヲ定メ、第一年及第

二年ヲ滿額期間トシテ其ノ總算ノ統一ヲ計ル爲メ豫算財源ニ因

ル負擔ヲ免ジテ財政ノ建直シテ圖リ、第三年以第四年ヲ過渡
 期間トシテ漸次豫算財源ニ因ル負擔ヲ増加シテ經濟ノ復興ヲ
 勸案シ、愈々第五年ニ於テ標準年度トシテ金額ヲ増加シ所謂
 五箇年計畫ニ於テ賠償支拂ヲ整理化セルトセルコト
 ドウズ案ノ支拂金額及年度(單位百萬金馬克)

年	度	鐵道債 券利子	運輸稅	工業債 券利子	撥算	鐵道收 賣上金	外債	合計
第一年	0,924,155	100	1	1	1	1	100	1000
第二年	0,925,156	100	1	1	1	1	100	1100
第三年	0,926,157	100	1	1	1	1	100	1100
第四年	0,927,158	100	1	1	1	1	100	1100
第五年	0,928,159	100	1	1	1	1	100	1100

(ハ) 實物引渡ニ依ル賠償支拂ヲ認メタルコト

賠償支拂ノ方法トシテハ獨逸ハ自國通貨ヲ以テライヒスバン
 クニ拂込メバ足リ、他ハ賠償支拂取扱人等ノ豫理シ、賠償
 受取ノ方法トシテハ別ニ委員會ヲ設ケ之ニ當ラシメタルコト

(B) 繁榮指教ヲ設ケテ第五年度以後ノ支拂ニ關シ獨逸ノ懇請

根據指教如何ニ依テ年令額ニ追加額ヲ認メタルコト

(C) 外債ヲ募集シ新銀行ノ金準備ト獨逸國家支拂ノ資金トニ

充當セルコト

(D) 本案遂行ノ爲特別ノ組織及監督機關(受託機關等)ヲ作

定セルコト

本案ハ左ノ缺點ヲ有ス

(1) 將來尙一々年間佛白軍ニ依ルルル地方台領ノ繼續ヲ認

メタルコト

(2) 一九二一年ノ倫敦會議ニテ決定セル賠償總額一千三百

億金馬克ノ町()ノ未解決ナルコト

石下ウチ案ハ一九二四年八月三十日關係各國ニ依リ正式調

印セラレ獨逸ハ「忠實且正確」ニ規定ノ支拂ヲ完了セルモ

經費ノ膨張ト過度ノ借財ヲ招來シ更ニ賠償引渡(ハトランス

ファー)ノ論議(後出)ノ(2)ノ(4)參照)ヲ生ジ此ノ結果ドウ

案ハ改正セラレタリ

		一九二四年六月末迄の對德賠償金支拂濟額及聯合國分配額	
		左ノ如シ	右ノ如シ
		(1) 總額	(2) 支拂總額
		分	分
		分配未了額	分配未了額
		聯合國分配額	聯合國分配額
佛	佛	六七二四六〇一	羅馬尼 三三九〇九
白	白	一七一三六八五	子エツコス 二三五七九
英	英	一、二九七五二九	波蘭 一五一二〇
伊	伊	三九一、四三四	希臘 二〇、六九六
塞	塞	二六五一四〇	葡萄牙 一四、八五七
日	日	六八、三九二	
合	合	五五七〇、九四二	
計	計		

單位千金馬克)

單位千金馬克)

(ハ) 聯合國受入額 (單位: 金馬克)

國	現	實	物	讓渡財產
英國	六四一三三四	六五五六五六		五三八
佛蘭西	一四四〇二七	一二七八五三二		三〇三〇四二
伊太利	三三三八二	三五八〇五二		一
白耳義	一〇八三八〇〇	六三一、二五〇		六三五
日本	三九〇	九〇〇二		五九〇〇〇
比亞	八九八	二六四二四二		一
希臘	一	二〇、六九七		一
波蘭	一	一五一二〇		一
羅馬尼亞	一	三三九〇五		一
捷克斯拉夫	一	一七一〇一		六四七八
荷蘭	一	一四八五七		一
牙	一	一四八五七		一
合計	一、九〇三、八三五	三、二九八、四一四		三、六八六、九三

一ニク

(D) ヤング案

(1) 英、佛、日、白、獨、米七ヶ國ノ專門委員十四名ハ一九二

九年二月九日ヨリ六月七日迄ノ間ニ所謂ヤング案ヲ作成セリ。

(2) ヤング案ノ特徴左ノ如シ。

(イ) 賠償問題及總額ノ決定。ドウズ案ハ賠償總額ヲ決定セズ繁榮

指數ニ依テ年金額ヲ増加スル方法ヲ採用セルモ、ヤング案ハ

一定期間ト一定年金額トヲ確定シ獨逸ノ負擔ノ限度ヲ明確ニ

セリ。即チ

(a) 第一期ハ一九二九年九月ヨリ一九六六年三月ニ至ル三十六

ケ年七ケ月間ニシテ、此ノ間ノ年金ハ平均一年十九億八千

八百八十萬ライヒス馬克。合計七百九十四億八千三百二十

萬ライヒス馬克ナリ。

(b) 第二期ハ一九六六年四月ヨリ一九八八年三月ニ至ル二十二

ケ年間ニシテ此ノ間ノ年金ハ平均一年約十五億六千四百六

十五萬ライヒス馬克。合計三百四十四億二千二百五十萬ラ

イヒス馬克ナリ。

(a) 全期間五十八ヶ年七ヶ月ノ總額ハ千百三十九億五百七十
 万ライヒス馬克ニシテ、之ヲ年利五分五厘ニテ現在償額
 トセバ約三百五十八億一千四百万ライヒス馬克（内二百
 三十四億六千九百萬ライヒス馬克ハ對外戰債支拂ニ相當シ、
 百二十三億四千五百万ライヒス馬克ハ之以外ノ賠償ニ相
 當スル分）トナル。

(一) 繁榮指數ノ廢止 ドウス案ガ採用セル繁榮指數ニ依ル年金
 額ノ增加方法ハ何等ノ利省ヲテ獨逸ニ與フルモノニ非ズ。
 之ヲ廢止シテ年金額ヲ一定セルコトハ獨逸ノ不安ヲ除去シ
 テ多大ノ利省ヲ與フルモノナリ。

(二) 財政自主權ノ獲得 ドウス案ニ於テハ外部の統制ニ依リ賠
 償支拂ヲ「馬克」ニテ履行セシメシ爲メ獨逸ノ信用上及財
 政上ノ獨立ヲ制限シ、又獨逸債務ノ證券化ヲ困難ナラシメ
 タリ。ヤング案ハ獨逸ノ自由ナル責任ニ於テ其ノ義務ヲ履
 行シ得テ完全ナル財政自主權ヲ回復セリ。
 支拂延期ニ依ル保護 賠償年金ヲ二種ニ分テ其ノ一ハ之ヲ

一三三

條件付年金トシ獨逸ノ經濟ヲ脅威スルガ如キ例外的危機ノ
 襲來セル場合獨逸自身ノ發育ニ依テ一時的支拂延期ヲ爲シ
 得ル特典ヲ賦與セリ。其ノ二ハ之ヲ無條件年金トセリ。

(三) 實物給付　ドウズ案ニ於テハ實物ニ依ル賠償方法ヲ認容セ
 ル下、ヤング案ハ之ヲ直チニ廢止スルコトノ弊害ヲ顧慮シ
 テ一九二九年九月ヨリ一九四〇年八月ニ至ル十ヶ年間合計
 五十二億五千萬ライヒス馬克(ヘーグ會議ニ依ル改訂ノ結
 果)ヲ許容セリ。

(二) 一般賣出　ヤング案ニ於テ債權諸國ガ自國債權ノ著シキ減
 額ニ同意セルハ年金ガ證券化サレ一般賣出ニ適スル形式ニ
 依テ支拂ヘルルニ至レルヲ故ナリ。即チ年金ノ一部ヲ無條
 件トシテ之ヲ元利支拂ノ基金トシテ賠償公債ヲ發行ゼシメ
 之ヲ一般市場ニ賣出シ世界ノ金融市場ニ於テ信用ヲ獲得シ
 得ルコトトナレリ。

(b) 國際決済銀行ノ創設 ドウズ案ニ於テハ賠償支拂チ政治的
 範圍ヨリ經濟範圍ニ移スニ當リ債權者ト債務者ノ不斷ノ協
 力チ必要トセルモ、ヤング案ハ更ニ一步ヲ進メテ兩者ガ共
 同ノ作業ヲナスベキ純然タル金融機關トシテノ國際決済銀
 行チ創設セリ。之ニ依リ年金ノ證券化ト一級費出チ爲スト
 共ニ中樞的國際金融機關トシテ國際經濟上重要ナル役割チ
 演ズルニ至レリ。

(4) ヤング案ハ一九二九年八月ノ第一回ヘーグ會議ヲ經、一九
 三〇年一月ノ第二回ヘーグ會議ニ於テ正式ニ採行ノ詔印ヲ見
 茲ニ最後の協定ニ到達セリ。

(5) 一九三〇年秋ノ總選挙ニナチスガ大勝ヲ博セルヲ契機トシ外
 資ノ引揚ト内資ノ急進ニ依テ恐慌狀態トナリ遂ニ一九三一年
 六月二十日七月ノ口以降ヤング案ノ一年間停止チ意味スルフ
 ワパーモラトリウムノ聲明トナレリ。

フウパーモラトリウムハ佛蘭西ノ運屍途巡ニ依リ七月七日ニ
 至リ漸ク成立セルモ時既ニ遅レ世界ハ擧ゲテ恐慌ノ渦中ニ入
 レリ。

ロンドン會議及世界財政經濟會議

(1) フーバーモントリアム善後措置ヲ期スル爲一九三二年六月、七

月ロンドン會議ヲ開催セシム。

(2) 會議ニ於ケル決議ノ要旨左ノ如シ。

(イ) 三十億馬克ノ公債ハ獨逸トノ協定ニ依リ左ノ條件ニ基キ發行ス。

(a) 三ヶ年後市場ノ狀況ガ公債發行ニ適當トナリタル時期ニ發行ス。

(b) 發行價格九十五馬克

(c) 利率五%及償還期限ニ充當シテ

(d) 本條約批准後十五ヶ年間ニ本公債發行不可能ノ場合ハ本公債ハ之ヲ廢棄ス。

(e) 本公債ハ國際決済銀行之ヲ保持シ公債ノ收入ヲ以テ歐洲復興ノ基金ニ充當ス。

(四) 本協定ニ依ル獨逸ノ發行スベキ公債ニ關シ過渡的便法ヲ講ジ批准完了迄本條約ノ延長實施ス。

(v) 世界財政經濟會議ハ國際聯盟主催ノ下ニ之ヲ招集ス。

(註) 本決議ハ英印シタルモ佛蘭西ノ反對ニ因リ批准ヲ換
ニ至ラズ

一九三三年十月十九日獨逸ハ國際聯盟ハ國際労働機關及國際
軍縮會議ヨリノ脱退ヲ聲明セリ。之ハ賠償不拂ノ公式表明ヲ
意味ス。

一九三四年米國議會ハ所謂ジョンソン法ヲ成立セシメ米國ニ
對スル戰債未拂國政府トシテ金融上ノ關係ヲ制限セリ。

一九三五年倫敦ニ開カンタル世界財政經濟會議ニ得ル所ナシ。

一九二四年ヨリ三二年迄下ウズ集及ヤンダ集ニ依ル
獨逸ノ賠償金支拂済額(單位百方ライヒトス馬尾)

	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	計
佛蘭西	四五四・六	五八四・六	七四七・八	八八七・九	九二〇・二	四一八・八	九〇〇・七	二〇九・六	三〇九・六	三〇九・六
英國	一九一・〇	二四〇・七	三〇九・九	三六九・六	五四一・八	五三・一	三六六・八	九〇・五	一〇六・三	一〇六・三
伊太利	六六・八	八六・一	九七・八	一一八・七	一八五・一	四二・五	一六・〇	四七・七	八〇・七	八〇・七
白耳義	一一三・九	一〇五・三	七六・一	八六・八	一三八・八	七〇・七	九八・二	二五・七	七〇・七	七〇・七
米國	三三・四	四三・一	四八・九	五九・四	九〇・一	七二・一	七九・四	一九・八	四四・六	四四・六
日 本	一五・四	一九・八	八〇・〇	八二・五	一〇〇・〇	六三・九	六六・三	一六・三	八〇・四	八〇・四
葡 牙	七・五	九・七	一三・三	一四・九	二三・〇	一	一〇・〇	三・〇	八〇・四	八〇・四
希 臘	三・〇	六・四	八・三	一〇・一	一五・三	一三・三	一三・三	三・三	七三・七	七三・七
波 蘭	三・〇	六・四	八・一	一〇・〇	一五・一	六・〇	一三・三	三・三	六七・三	六七・三
年 次	二・七	三・四	四・三	五・三	八・〇	一	三・六	一・七	二九・〇	二九・〇
合 計	〇・一	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・七	〇・五	〇・一	二・六	二・六
合 計	九三三・〇	一〇二二・七	一八四〇・八	二一六三・九	四三四一・〇	七四二・八	二八七〇・九	四二一・三	三〇三二・一	三〇三二・一

一九二九年ハ三〇年迄ハドウノヤンダ集ニ依ル故前ノ爲七箇月間ノモノナリ。
一九三一年ハ三二年迄ハドウノヤンダ集ニ依ル故前ノ爲三箇月間ノモノナリ。
一九三二年ハ三二年迄ハドウノヤンダ集ニ依ル故前ノ爲三箇月間ノモノナリ。

(1) 概

括

(1) 經過概要

- (イ) 一九二〇年六月ブローロウニユウ會議ニ於テ賠償年次金額提案
同七月スバ會議ニ於テ決定
- (ロ) 同年九月ブラツセル會議ニ於テ世界金融恐慌對策ノ考究ニ際
シ賠償年次金改訂
- (ハ) 一九二一年一月巴里決議トシテ賠償總額二千二百六十億金馬
克、支拂期間四十二ヶ年ト決定
- (ニ) 同年三月倫敦會議ハ右巴里決議ノ賠償總額及支拂期間ノ受託
ヲルール占領ヲ制裁トシテ強要（第一回倫敦最後通牒、第一
回ルール占領）
- (ホ) 同年四月倫敦會議ハ賠償金總額ヲ千三百二十億金馬克ト改訂、
ルール占領ヲ制裁トシテ強要（第二回倫敦最後通牒）
- (ニ) 同年十二月一ヶ年ノ賠償金支拂猶致要求、一九二三年一月第
二回ルール占領ニ對スル獨逸ノ消極的抵抗、同十月レンテ
ンバンク設立

(i) 一九二四年六月末迄ノ獨逸賠償支拂濟額ハ約八十四億金馬克ナリ。

(ii) 同年八月ドウズ案成立(但シ賠償總額ニ變更ナク同年以降五ケ年ノ年次支拂金ノ確定ニ止ル)

(iii) 獨逸ハ「忠實且正確」ニドウズ案規定ノ支拂ヲ完了セルモ一九二九年世界恐慌勃發

(iv) 一九二九年二月六月ヤング案決定、一九三〇年一月調印、賠償金ノ現在償額三百五十八億金馬克支拂期間五十八ケ年七ケ月

(v) 一九三一年六月フウバリアンヌヲトリム聲明、七月七日實施金ハ三二億六千七百五十萬馬克ニシテ、七月七日戰債賠償會議開催サレタルモ戰債賠償

(2) 要約

(1) 獨逸ノ賠償金問題ハ先ヅ其ノ支拂能力ニカカリ其ノ貧弱ナルコトハ數次ノ輕減改訂ニ依リ明ニシテ所謂「トランスファ」問題」之ナリ。

(a) 賠償税負擔能力ノ問題 國民生活ヲ不當ニ壓迫スルコトナ
ク主トシテ課税ニ依リ巨額ノ賠償金を負擔スル能力アリヤ
否ヤ。

(b) 賠償金引渡能力ノ問題 賠償金を石ノ如クニシテ國內ニ於
テ調達シ得タリトスルモ其ノ通貨價值ノ安定ヲ害スルコト
ナク之ヲ外貨ニ換算シテ償還國ニ引渡シ得ルヤ否ヤ。

(c) 次ニ支拂ノ意思ニ關シテハ感傷ト強制ニ依テ平和條約ニ調印
セル獨逸ハ殆ヨリ之ヲ完全ニ履行スル意思ナカリシ方又ハ獨
逸獨逸ナリシモノト強制セラル。例ハバ、ロスタツクハ一
方其ノ要求ヲ強由ケル必長上恣意的ニ悉々ノ富ヲ比較セル
ヲ以テ賠償金ノ支拂ヲ防衛スル爲獨逸ハ國害及國民所得ノ計
數ヲ必要トセリ。獨逸統計局ハ此ノ目的ヨリ長年ノ設備調査
ノ後一九三二年ニ至リ度汎ナル基礎ニ立ツ一九二五年以降數
年ノ成果ト一八九一—一九一三年ノ成果ヲ發表セリト。

(四) 第一次大戰後ニ於ケル獨逸ノ賠償金引渡問題

(A) 賠償支拂ノ經過

一 現金支拂

(1) 現金支拂方法ノ推移

(1) ヴエルサイニ平和條約

ヴエルサイニ平和條約ハ第二百三十五條ニ於テ獨逸ハ一九二一年四月末日迄ニ二百億馬克金貨ニ相當スル額ヲ支拂フヘキ旨ヲ定メセリ。

(註) 第二百三十五條 獨逸國ハ同盟國及連合國ニ於テ其ノ

請求額ノ確定ニ先立チ速ニ其ノ産業及經濟生活ノ回復ニ

着手スルコトヲ得シムル爲メ賠償委員會ノ定ムル割賦及方

法ニ從ヒ(金、貨物、船舶、有價證券其ノ他ヲ以テ)一

九一九年及一九二〇年並ニ一九二一年四月末日迄ニ二百

億馬克金貨ニ相當スル額ヲ支拂フベシ。

(2) 倫敦賠償支拂案(外貨ニ依ル支拂)

(1) 倫敦賠償案ハ金貨又ハ承認セラレタル外國手形又ハ大藏

- 省證券ヲ以テ支拂フベキ旨規定セリ。(第五條)
- (四) 現金引渡ハ當然獨逸政府ノ責任トセラレタリ。
- (五) 現金引渡ハ主トシテ外國爲替手形ノ送付ヲ以テシタル爲政府ハ外國爲替手形ノ調達ニ關シ「外國爲替調達戶」ヲ利用セリ。本機關ハ手形所持人ニ特殊ノ利益即チ手形買入ニ當リテ買入相場ヲ有利ニスル等ノ條件ヲ付シテ外國爲替手形ヲ多量ニ買入レタリ。
- (六) 獨逸ハ賠償金支拂ニ關シ當初ハ爲替關係上比較的安定セシ弗買ヲ以テ支拂ヒ主トシテ倫敦市場ニ於テ弗買ヲ買入レタリ。
- (七) 右ノ弗買入ノ結果英米爲替引イテハ世界ノ爲替相場ニ大ナル變動ヲ與ヘタル爲、賠償委員會ハ一九二一年六月中旬「爲替安定決議」ヲ爲シ弗買ノミナラズ磅、佛蘭西法、白耳義法、利等ノ聯合國貨及中立國貨ニテ支拂フ自由ヲ認め以テ爲替相場ノ變動ヲ防止セントシタリ。
- (八) ドウズ案(ライヒス馬克ニ依ル支拂)

- (1) ドウズ案ニ於テハライヒスバンクニライヒマックニ拂込
テ以テ獨逸政府ノ賠償支拂ノ最終ノ行爲トナシ該金額ヲ
獨逸國外ニ引渡ス責任ハ之ヲ引渡委員會ニ付セリ。
- (2) 獨逸經濟界ノ不安定ナルニ鑑ミ最初一ケ年ハ現金支拂ヲ
免除スルモ以後毎年現金支拂額ヲ増加セシムルコトヲ期
セリ。
- (3) 引渡委員會ハ外國爲替ノ買入ニ當リ馬克ノ安定ヲ維持シ
且最大限ノ送金ヲナス爲メノ如キ措置ヲ講ズ。
- (4) 賠償額支拂ガ野田渡又ハ外國爲替ノ買入レニ依リ
移轉スルコトヲ待ル金額ヲ超過スルトキハ其ノ支拂金
額ヲ銀行ニ預入シテ積立チ爲スコトヲ待。
- (5) 右積立金ハ平常ノ場合ニ於テハ二十億金馬克ヲ超エザ
ルモノトス。
- (6) 二十億金馬克ヲ超過スル場合ニ於テハ右資金ハ一定ノ
條件ノ下ニ獨逸國內ノ債券買入又ハ内債應募ニ使用ス。
- (7) 獨逸ノ支拂フ賠償金ニシテ同國內ニ於テ積立又ハ投資

セラルル一切ノ資金ハ五十億金馬克ノ限度トス。

(9) 右蓄積額ガ五十億金馬克ヲ超ユル場合ニアリテハ超過額ハ凡テ外國ニ移轉スベキモ馬克相場ニ悪影響ヲ及ボスコト必然ナリ。ドウズ案ハ斯ル場合ヲ豫想シ五十億金馬克ノ限度ニ達シタル時ハ之以上ノ積立ヲ爲スコトナク其ノ限度ヲ超過スル限リ獨逸ノ條約ニ基ク賠償支拂ノ義務ヲ停止セリ。

(10) 賠償金支配ノ引渡ヲ妨グル目的ヲ以テ獨逸 府又ハ何レカノ集團ガ財政上ノ共謀的衝策ニ出ヅルトキハ引渡委員會ハ斯ル衝策ヲ挫折スルニ必要ナル手段ヲ執ルコトヲ得。

(4) ヤング案 (外貨ニ依ル支拂)

(1) ヤング案ニ於テハ現金支拂ヲ原則トス。

(2) 國際決済銀行ヲ設立シ獨逸政府ヲシテ同行ニ外貨ヲ以テ拂込マシム。

(3) 國際決済銀行ハ獨逸ノ賠償金支拂ニ關シ左ノ業務ヲ行フ。

- (a) 獨逸ノ賠償債務ニ關シ債權諸國ノ受託者トシテ行動ス
受託者トシテノ職能ノ主ナルモノ次ノ如シ。
- (i) ドウス外債ノ元利金ヲ受領シ之ヲ支拂代理店ニ支出スルコト
- (ii) ヤング案ニ規定セル各種ノ證書及債券ヲ獨逸ヨリ受領スルコト
- (iii) 獨逸ノ支拂フ年金ヲ受領シ分配スルコト
- (iv) 實物引渡ニ關シヤング案ノ委任スル職能ヲ遂行スルコト
- (b) 賠償年金ノ商業化及一般賣出ヲ行ヒ賠償義務ヲ政治的領域ヨリ純然タル金融的領域ニ移行セシム。
- (二) 爲替ノ安定ヲ圖ル爲ノ救済規定トシテ年金ニ條件付年金ト無條件年金ノ二種ヲ設ク。
- 即チ獨逸ガ特別ノ經濟的困難ニ遭遇シ、内部的又ハ外部的原因ニ依リ爲替ノ暴迫引イテハ賠償引渡ヲ危慮ニ陥ラシムルガ如キ爭議ノ發生シタル時ハ一定ノ條件ノ下ニ條件付年金ノ支拂延期ヲ爲スコトヲ得。

(一) 現金支拂履行狀況

(1) ヲエルサイユ平和條約ニ依ル現金支拂
一九一八年十一月以降一九二一年四月末日迄ニ支拂ヘレ

タル現金ハ約九千九百萬金馬克ナリ。

(2) 倫敦賠償支拂案ニ依ル現金支拂

(イ) 一九二一年八月末日迄ニ十億金馬克ヲ支拂ヘリ。

(ロ) 一九二一年十二月十五日獨逸政府ハ(Δ)財政ノ窮乏(Θ)馬

克相場ノ下落ヲ理由トシテ一九二二年度一ケ年ノ支拂

猶餘ヲ懇願セリ。(第一回モラトリウム請求)

(二) 賠償委員會ハ一九二二年一月十五日及二月十五日滿期

ノ現金支拂ノ假猶豫ヲ認メ其ノ代リニ一月十八日以降

毎十日毎ニ三千一百萬金馬克ヲ支拂フコトヲ要求セリ。

(一月十三日)

(三) 獨逸ハ右要求ニ從ヒ一九二二年一月十八日ヨリ同年三

月十七日迄ニ七回ニ亘リ十日拂ヲ實行セリ。更ニ倫敦

賠償支拂案ニ依ル支拂ヲ合計シテ三月二十一日迄ニ約

二億八千二百萬馬克ヲ支拂ヘリ。

(丙) 九二二年三月二十一日賠償委員會ハ一九二二年展獨

進支拂猶豫案ヲ決定セリ。獨逸ハ本猶豫案ニ基キ六月

十五日迄ニ一億一千八百萬馬克ヲ支拂ヘリ。

(丁) 九二二年七月十二日獨逸ハ(外債募集ノ失敗(財政

上ノ信用矢斃(馬克相場ノ下落ヲ理由トシテ現金ニケ

年半間(一九二二年七月ヨリ一九二四年末迄)ノ支拂

猶餘ヲ請求セリ(第二回モラトリアム請求)

(巳) 右請求ニ關シ八月七日ヨリ倫敦ニ聯合國最高會議ヲ開

臨セルモ英佛ノ意見相違ニ因リ八月十日決裂セリ。

(午) 八月三十一日白耳議委員ノ提案ニ依リ八月分以降ノ現

金支拂ハ六ヶ月期限ノ大藏省證券ヲ受領スベシトノ實

質上ハ支拂猶豫ヲ容認スルガ如キ決定ヲナシ獨逸政府

モ之ガ支拂ヲ履行シ一九二二年度ノ現金支拂ヲ辛ジテ

了セリ。
(卯) 一九二三年一月二日ヨリ巴里ニ聯合國首相會議ヲ開催

セルモ蘭西ガ支拂猶豫ノ條件トシテ過酷ナル保證ヲ
 要求セル爲英國ト衝突シ四日ニ會議ハ決裂セリ。
 (四) 一九一三年一月十日佛白兩國ガ獨逸ノ賠償不履行ニ對
 スル制裁トシテルール地方ヲ占領シテヨリ現金支拂ハ
 中絶セリ。
 (五) 一九二二年五月ヨリ一九二二年末迄ノ現金支拂額ハ約
 十八億七千八百萬金馬克ナリ。
 (六) ドウス案 各年度ニ於ケル現金支拂狀況ハ左ノ如ク豫定通
 リ完了セリ。

年 度 (九月 - 八月)	現金引渡額 (單位: 馬克)	全引渡額中ニ占 ムル割合 (%)
第一年度 (一九二四 - 二五年)	1	1
第二年度 (一九二五 - 二六年)	七〇・九	七・%
第三年度 (一九二六 - 二七年)	二五八・四	二一・%

(4)

ンダ案

(イ) 一九二九年九月一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一月迄、旅行シタルニ
 三〇年秋ナチスガ大勝ヲ博セルヲ契機トシテ資本ノ逃避ニ
 因リ恐慌状態トナリ遂ニ一九三一年六月二十日フーバーノ
 モラトリアム聲明後賠償支拂ノ履行ヲ停止セリ。
 (ロ) フーバーモラトリアムノ善後措置ヲ講ズル爲一九三二年
 六月ロンドン會議ヲ開催シ獨逸ノ賠償債務ヲ三十億ライ
 ヒス馬克ニ輕減シ三ヶ年ノモラトリアムヲ決議セルモ一九

計	一九二九年五月一 一九三〇年五月一	一九三一年六月迄	一九三二年六月迄
第四年度	(一九二七—二八年)	四六七。七	二九%
第五年度	(一九二八—二九年)	八七六。八	二六%
過渡期間		六二。〇	二〇%
		一、七三五。八	二三%

三三年十月ナチス獨逸ハ國際聯盟ヨリ脫退シ賠償支拂ハ完
全ニ廢止セラレタリ。

(註) 現金支拂並ニ寶物及賠償回收法ニ依ル引渡ヲ合計シ
テヤング案ニ依リ支拂ハレタル金額ハ左ノ如シ。

(單位千ライヒス馬克)

一九二九年九月—一九三〇年三月(七ヶ月) 七四三、八〇〇

一九三〇年四月—一九三一年三月(一ヶ年) 一七〇、七九〇

一九三一年五月—一九三一年六月(三ヶ月) 四二、二〇〇

計 二八七、九〇〇

三 實物引渡

(一) 實物引渡方法ノ推移

第一トドリス案以前

二 ヲヴエルサイユ平和條約ニ依ルモノ (一九二一年五月第二

回ロンドン會議ニ依テヴエルサイユ條約ニ追加)

(1) ドイツ國ハ豫メ賠償委員會ノ承認シタル聯合國ノ要求

ニ基キ聯合國ガ荒廢地回復ノ爲又ハ産業若ハ經濟生活

ヲ回復シ、若ハ發達セシムル爲要スルコトアルベキ物

資又ハ勞力ヲ供給スルコトヲ要ス。

(2) 實物資及勞力ノ價格ハ獨逸國ノ任命セル評價人及關係

者ノ責任命スル評價人ニ依リ決定ス。若シ兩者ノ意見

一致セザルトキハ賠償委員會ノ指令スル案內人之ヲ決

定ス。

三 第二回ロンドン會議ニ於ケル支拂計畫書 (一九二一年五月)

ドイツハ毎年輸出額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ支拂フ

コトヲ以テ其ノ方法次ノ如シ。

- (a) 支拂ハ金貨又ハ保證委員會(賠償委員會ノ小委員會ニシテ支拂計畫書ニ依リ新設セラレタリ)ノ承認シタル外國通貨ヲ以テス。
- (2) 支拂ハ保證委員會ノ名ニ於テ開カレ、且之ニ依リ監督サルベキ一般賠償勸定ニ對シテ行フ。
- (3) ドイツ政府ハ輸出者ニ對シ、ドイツ通貨ヲ以テ二割五分ノ徵收金ニ相當スル額ヲ支拂フ。
- (4) ドイツ專問家ハ保證委員會ニ對シ、毎年支拂ハルベキ金額ヲ提示ス。委員會ハ之ヲ検査シ要スレバ改訂ス。
- 三 ウイスバーデン協定(一九二一年十月)
- (1) フランスノ戰災者團體ノ要求ニ應ジ、ドイツ私立會社ハフランス私立會社ニ對シ建築材料ノ引渡ヲ行フ。
- (2) 引渡額ノ一部ヲ賠償勸定ニ於ケルドイツノ貸方ニ記入シ殘部ハ當座ノ前拂トシ、後日賠償勸定ニ加フ。
- (3) ドイツ側擔當會社ハ集荷、輸送及引渡ヲ職掌シ、個人生産者及製造業者ニ對スル支拂ハ特殊公債ニ依リタルモノノ如シ。
- 四 ベメルマシタンツエ協定(一九二二年二月十七日)

- (1) 聯合國人民トドイツ人民トノ間ノ普通ノ商業取引ヲ賠償決定ニ利用ス。
 - (2) 之ガ爲メドイツ國政府ハ手形ヲ發行シ之ヲ聯合國政府ニ交付ス。
 - (3) ドイツ商品購買者タル聯合國人民ハ右手形ヲ其ノ政府ヨリ買受ケ之ヲ賣主タルドイツ人民ヘノ代金支拂ニ使用ス。
 - (4) ドイツ政府ハ賣主タルドイツ人民ガ右手形ヲ呈示スル時ハ其ノ金額ノ支拂ヲ爲ス。
 - (5) ドイツガ右手切手代金ノ支拂ヲ爲シタルトキハ賠償勸定ニ於テ其ノ金額ヲドイツノ貸方ニ計上ス。
- 五 ミクム協定（一九二三年十一月）
- ルール 鑛業組合代表者ト工場鑛山監督聯合國使節トノ間ニ締結サル。内容次ノ通。
- (1) 鑛山ハ全生産量ノ一定割合ニ應ジ、聯合國ニ對シ石炭及コークスヲ給付ス。佛白兩國ハ採炭量ノ一割八分トコークス生産量ノ三割五分トヲ獲得ス。
 - (2) 鑛山ハ占領軍ノ必要トスル石炭ヲ無償ニテ支給ス。
 - (3) 石炭、コークス及其ノ副産物ノ給付ハヴェルサイユ條約ニ從ヒ賠償勸定ノ貸方ニ計算ス。

第三トース案

一 ロンドン協定第二附屬書（一九二四年八月）

(1) 實物引渡の通常の商慣習條件ニ依リ之ヲ行フ。

(2) 實物引渡の計畫ハ賠償委員會ト引渡委員會ト協議ニ依リ之ヲ作成ス。

ニコロレンベルク停泊委員會ノ實物引渡規則（一九二五年五月）ノ實施

(1) 鐵樞國政府又ハ其ノ所屬國ニ於テ買主ハ通常ノ商業取引ノ方法

ニ依リ獨逸國民タル賣主ノ間ニ獨逸國ノ賣買契約ヲ締結ス。

(2) 右契約ニ依リテハ賠償委員會ヲ以テ支拂ヒ購入品ハ買主ニ於テ再輸出セザル旨明記ス。

(3) 賠償委員會手形ノ提出人ヲ鐵樞國政府ノ代表者トシ。支拂入ヲ賠償委員會總務主任タル為替手形ニシテ。原則トシテ同イヒス。

(4) 買主ハ鐵樞國政府ノ代表者ニ請求シ、前述ノ爲替手形ノ提出ヲ求メ買主之ニ裏書シテ獨逸ノ賣主ニ交付ス。

- (5) 賣主ハ右手形ヲ賠償支拂總務官ニ呈示シ其ノライヒスバンクニ
保置セル賠償預金ノ口座ヨリ現金ノ支拂ヲ受ク。
- (6) 賠償支拂總務官ハ右支拂ト同時ニ其ノ金額ヲ債權行使國ノ賠償
計畫ノ借方ニ記入ス。
- (7) 賠償爲替手形ヲ讓渡シタル債權國政府ハ各其ノ定ムル國內規定
ニ基キ買主ヨリ手形代金ノ納付ヲ受ク。其ノ方法ニ次ノ如キ型
アリ。
- (8) 手形額面金額ヲ割引シ即時納入セシムル方法
(9) 一定期間ノ延滞ヲ認メ額面金額ニ減額セシムル方法
(10) 契約中金額大ニシテ之ガ實行ニ相當長期間ヲ要スルモノハ之ヲ
特別契約ト稱シ、審査ニ付テ特ニ慎重ナル手續ヲ規定ス。
- (11) 外國原料ヲ使用セル物品ニ付テハ其ノ原料代ニ相當スル金額ハ
賠償勘定以外ノ方法ヲ以テ直接支拂ヒ、殘額ニ付テハ賠償爲替
手形ヲ以テ支拂フコトヲ得。
- (12) 船給合物(工場、船舶等)ノ供給ニ關スル契約ニシテ、其ノ一部
ガ賠償勘定ニテ取得シ得ザルモノハ買主ガ直接其ノ支拂ヲナス

モ、實際ノ便宜上、關係債權國政府ハ賠償支拂總務官ヲシテ立替支拂ヲサシメ、後日其ノ立替金ノ拂戻ヲナスコトヲ得

二 賠償總定ヲ利用シ獨逸物品ヲ購入シ、又ハ勞務ヲ提供ヲ受ケン

トスル者ハ總テ賠償委員會及引渡委員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。

賠償委員會ガ承認ノ決定ヲ爲スニ當リテハ豫メ獨逸政府實物引渡事務所ノ意見ヲ徵ス。

第三、ヤング案

一 實物引渡資金トシテ獨逸政府ヨリ割當セラレタル債ハ同政府ニ依リ國際決済銀行ニ本目的ノ爲ニ開カレタル各債權國ノ勘定ニライヒスマルクヲ以テ拂込マル。

二 債權國政府又ハ其ノ國民ハ一般商取引ノ方法ニ依リ獨逸國民トノ間ニ獨逸商品又ハ役務ノ供給ヲ目的トスル契約ヲ締結シ債權國政府及獨逸政府ノ承認ヲ受ク。

三 契約ノ承認アリタルトキハ國際決済銀行ニ於ケル債權國ノ勘定ヨリ之ヲ支拂フ。

四 支拂ノ具体的方法左ノ如シ。

- (1) 國際決済銀行ニ各債權國ノ爲ニスル實物引渡勸定ヲ開キ實物引渡ノ爲ニ留保セラルベキ資金ハ該勸定ニ貸方トシテ記入セラレ該資金ヨリ支拂ヲ爲シタルトキハ借方トシテ記入セララル。
- (2) 各債權國ハ既承認實物引渡契約ノ決済ノ爲ニ右勸定ニ存スル貸方殘額ヲ小切手、振替通知書、定期掛爲替手形等國際商業ニ償用セラルル決済ノ支拂方法ニ依リテ自由ニ使用ス。
- (3) 支拂命令ハ原則トシテライヒスマルタチ以テ作成セラル。
- (4) 小切手ハ債權國政府ガ賣主ヲ受取人トシテ之ヲ振出し買主ハ之ヲ賣主ニ送達ス。
- (5) 振替通知書ニハ買主及賣主ノ氏名並ニ其ノ取立ノ確保ヲ依頼セラレタル銀行名ガ記載セラル。
- (6) 定期掛爲替手形ハ契約中特ニ定メラレタル場合ニ限り振出モルルモノニシテ三十日以上九十日以下ヲ以テ滿期トシ買主ノ指圖式ニシテ買主ハ裏書ノ上之ヲ直接賣主ニ交付ス。

(二) 實物引渡履行状況

(1) エルザベツ平和條約ノ規定ニ依リ一九一八年ヨリ一九二二年四月末日迄ノ實物引渡額ハ左ノ如シ(單位千金馬克)

船	二七〇三三
石	四三七一六〇
藥料	三六八二三
其他	九三七〇四〇
計	一六八一三五四

(2) 一九二一年五月ヨリドウズ案成立迄ノ實物引渡額ハ約三十四億

九千五百萬金馬克ニシテ其ノ履行狀況左ノ如シ。

(イ) 一九二一年十一月輸出額ノ二割六分ニ相當スル約三億金馬克ヲ實物ヲ以テ支拂ヘリ。

(ロ) 獨逸ハ一九二一年十二月及一九二二年七月ニ賠償支拂ヲ猶豫

ヲ請求セリ。

(ハ) 一九二二年三月二十一日賠償委員會ハ一九二二年度獨逸支拂

猶豫案ヲ決定シタル下ニ實物引渡ニ付テハ猶豫ヲ認メズ一九

二二年三月二十一日賠償委員會ハ一九二二年度獨逸支拂

(一) 二年度實物引渡額ヲ十四億五千金馬克トゼリ。

(二) 右猶餘案ニ基キ獨逸ガ一九二二年中ニ履行セル實物引渡額ハ

六億九千五百萬金馬克ナリ。

(三) 佛白軍ノルール占領後ドウズ案成立迄ハ實物引渡ヲ履行セ

ズ。

(四) 一九二三年九月二十七日獨逸ノ消極的抵抗廢止後ルール地方

工業家ハ聯合國管理委員會トノ間ニ大要左ノ如キ所謂「ミケ

ム」協定ヲ締結ゼリ。(十一月二十三日)

(a) 一九二三年一月一日ヨリ十一月一日ニ至ル期間ノ石炭稅ノ

滞納額ヲ一千五百萬佛以下ニ決定シ爲替手形ヲ以テ三ヶ月

以內ニ支拂フコト。

(b) 十月一日迄ニ滞積セル貯炭ヲ聯合國ニ引渡シ其ノ後十二月

三十一日迄ニ賣却セラレタル石炭一噸ニツキ十法ノ石炭稅

ヲ支拂フコト。

(c) 將來賠償ノ名目ニテ提供スル石炭ノ無償引渡額ヲ採炭量ノ

一八%トスルコト。

(5) 下の又案 各年度に於ける實物引渡狀況を左に如く豫定通り完了せり。

年 度	實物引渡額 單位百萬円(見)	全引渡額中ニ 占ム割合 (%)
第一年度 (一九二四—二五年)	三八八・二	五一%
第二年度 (一九二五—二六年)	六六〇・四	六二%
第三年度 (一九二六—二七年)	六五八・四	五一%
第四年度 (一九二七—二八年)	七五五・九	四六%
第五年度 (一九二八—二九年)	一、〇八一・一	四五%
過渡期間 (一九二九年九月 —一九三〇年五月)	二〇三・一	六五%
計	三、七四七・一	五〇%

(4) ヤング案

現金支拂ノ場合ニ同ジ。

(3) 實物引渡ノ影響

(1) 獨逸ニ對スル影響

(イ) 實物引渡ハ一方的給付ニ過ギズルモ巨額ノ商品ノ輸出ハ獨逸産業ヲ異狀ナル繁榮ニ導ケリ。

(ロ) 世界貿易界ニ於ケル獨逸商品ノ進出著ク爲ニ各國ニ於テ關稅障壁ヲ設ケリ。

(ハ) 獨逸勞働者ハ右ノ輸出増進ハ勞働時間ノ延長ニ依ル主産ノ增加ニ依ツテ可成ナリトシテ實ニ反對セリ。

(ニ) 要スルニ實物給付ハ獨逸ニトリテ輸出税同一ノ効力ヲ齎スモノニシテ全ク獨逸ノ利益ノ爲ニ設ケラレタルモノナリ。

(2) 英國ニ對スル影響

(イ) 獨逸ノ實物引渡ハ石炭ヲ主トシ居リシ爲英國ハ自國石炭ノ販路ヲ侵蝕セラルルヲ虞レテ實物引渡ニハ反對セリ。

(ロ) 獨逸品ノ英國内流入ニ對シテハ産業保護法ヲ設ケ獨逸品ノ

不當廉賣ヲ禁止シ又化學製品ニ對シテハ輸入關稅ヲ引上ゲ
タリ。

(3) 佛蘭西ニ對スル影響

(イ) 佛蘭西ハ戰後財政ノ不均衡ヲ獨逸ヨリノ賠償ニ盡テ解決セ
ントシタレバ獨逸ノ賠償履行如何ハ佛蘭西ニトリテ重大關
心事ナリ。從ツテ獨逸ニシテ現金支拂ガ不能ナラバ實物ノ
引渡モ己ムヲ得ストノ見地ヨリ實物引渡ヲ承認セリ。
(ロ) 然シ乍ラ實物引渡ハ佛蘭西ノ虚債ヲ壓迫スルコト甚シケレ
バ佛蘭西企業家ノ反對スル所トナレリ。

三 賠償回收ニ依ル引渡

(一) 賠償回收法ノ制定及實施

(1) 英國 一九二一年三月制定同日實施

(2) 佛蘭西 一九二四年四月制定一九二四年十月實施

(3) 其ノ他ノ諸國ニ於テハ制定ノ意向ヲ有シタルモ實施ニ至ラズ

(二) 賠償回收法ニ依ル引渡方法ノ推移

(1) 一九二一年三月制定ノ英國賠償回收法

(イ) 獨逸ノ商品ヲ輸入セル英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

分ヲ獨逸ノ輸出商ニ、二割六分ヲ英國ノ稅關ニ支拂ヒ稅

關ヨリノ領收證ヲ受ケテ獨逸ノ輸出商ニ送付ス。

(ロ) 獨逸ノ輸出商ハ領收證ヲ獨逸政府ニ提出シテ補償ヲ受ク。

(ハ) 當初ハ獨逸ノ財政困難ナリシ爲稅率ヲ五分トス。

(2) 一九二四年四月制定ノ佛蘭西賠償回收法 英國ト略同ジ。

(3) 一九二五年五月一日改正ノ英國賠償回收法

(イ) 二割六分ノ課稅ハ單ニ稅關吏ノ記錄ニ留ルノミニシテ輸

入品ノ積荷ニ對シテハ直接課稅ヲ行ハズ。

- (四) 獨逸輸出商ハ前月中ニ英國ニ輸出シタル商品ノ價格ノ三割ヲ磅貨ニテ毎月ライヒスバンクニ拂込ムコトヲ大藏大臣ニ誓約ス。
- (五) 獨逸ハ右磅貨中ヨリ賠償収法ノ規定ニ從ヒ必要ナル金額ヲ賠償總務官勸定トシテ英國銀行ニ毎月送金ス。
- (六) 賠償總務官ハ右送金額ト同額ノライヒス馬克ヲライヒスバンクヲ通ジテ獨逸輸出商ニ補償シ然ル後引渡委員會ノ承認ヲ得テ磅貨ヲ英國政府ニ支拂フ。
- (七) 賠償収法ニ依ル給付ハ賠償ノ根據ニ依リシテ、實物賠償ト同様ノ取扱ヒヲ受クルモ事實上ハライヒスバンクヲ經テ行ハルル現金引渡ノ性質ヲ有シ獨逸ノ外國貿易ト國內ノ通貨安定ニ影響スル所大ナリ。
- (八) 一九二五年五月一日改正ノ佛蘭西賠償収法
- (九) 一九二五年五月一日以後課稅收入ヲ賠償總務官ノ貸方勘定トシテ佛蘭西銀行ニ預金シ然ル後之ヲ佛蘭西ノ分配額ノ限度トシテ佛蘭西ノ國庫ニ拂込ム。

(ロ) 賠償總務官ハ獨逸輸出商ニ石課稅額ヲ補償ス。
(ハ) 佛蘭西ハ依然トシテ舊來ノ方法ヲ維持シテ各種荷荷ニ

直接課稅シテ徵收セリ。

(5) ヤング案ニ於ケル賠償回收法

(イ) 賠償回收法ノ制度ハヤング案ノ下ニ於テモ依然存續セ

リ。(ロ) 賠償回收法ハ實物引渡ノ一節ト認メラレ十年ヲ

限度トセリ。

(ロ) 但シ新實物引渡規程制定ノ結果從來ノ賠償回收法ヲ多

少變更セリ。

(ニ) 英佛政府ハ英佛二國ガ賠償回收法ニ依リ利用シ得ル

ライヒス馬克ノ金額ノ英(佛)貨相當額ヲ每月十五

日ニ國際決済銀行ニ於ケル英(佛)又ハ佛蘭西ノ勘定ニ

拂込ムベク同國ハ石金額ヲ輸出商ヨリライヒスパン

クヲ通ジ或ハ其ノ他ノ方法ニ依リ徵收ス。

(b) 右ニ對シ英佛政府ハ自國ニ割當テラレタル實物引渡

資金中ヨリ石英(佛)貨ニ相當スルライヒス馬克ヲ

獨逸政府ニ引渡シ獨逸政府ハ之ヲ輸出者ニ引渡シ以

テ全部ノ決済ヲ終ルモノトス。

(目) 賠償回收法ノ本質

- (1) 本質上 外貨ニ依ル支拂ニシテ現金支拂ト同様ナリ。
- (2) カンヌ會議(一九二二年一月) 以テ英國ハ貨物引渡ノ一種ト主張シ夫レ以後ノ各協定ハ之ヲ承認シタリ。
- (3) ヤング案ニ於テモ賠償回收法ヲ貨物引渡ノ中ニ含メシメタリ。
- (4) 賠償回收法ニ依ル引渡狀況
- (1) ドウズ案ニ依ル引渡狀況 各年度ニ於ケル引渡狀況左ノ如ク豫定通り完了セリ。

年度(九月一八月)

賠償回收法ニ依ル引渡額(單位百萬ライヒス馬克)

向上ノ全引渡額中ニ占ムル割合

第一年度
第二年度
第三年度
第四年度
第五年度
過渡期間
計

一八〇・三	二四三・一	二九〇・一	二五〇・〇	四〇一・〇	一四三・〇	一五〇・〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二四%	二二%	二二%	二一%	一七%	一四%	一〇%
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(B) ヤング案ニ於ケル履行狀況
現金支拂ノ項参照

(B) 賠償支拂保證措置

一、倫敦賠償支拂案決定ノ賠償支拂保證問題

(一) ヲエルサイユ平和條約ニ於テハ獨逸ノ賠償債務ハ獨逸帝國

及其ノ各邦ノ一切ノ資産及收入ノ上ニ第一順位ノ優先權ヲ

有ストノ條項ヲ擧グルノミニシテ具體的規定ナシ。(第二

百四十八條)

(二) スパー會議ニ於テ聯合國側ハ獨逸ノ石炭給付不實行ノ場合

ニハルール地方ヲ占領スベシトノ決議ヲ爲セルモ獨逸代表

ハ本條項ノ署名ヲ留保セリ。

(三) 巴里決議ニ於テ獨逸ノ海陸關稅及凡テノ輸出入稅ヲ支持ス

保證ト爲スベキ旨決定セリ。

(四) 第一回倫敦最後通牒ニ於テ聯合國側ハ獨逸ノ不誠意ニ對ス

ル制裁トシテ左ノ如キ保證措置ヲトル旨宣言セリ。

(イ) ライン右岸ノチユイスブルグ、ルールオルト及チユツセ

ルドルフノ占領